



# 関東ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 3 月 1 日

関東ブロック<sup>(※)</sup>の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、関東ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

## 【関東ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、内視鏡下経鼻的手術時の人工硬膜(吸収型)の算定を認める。	経鼻手術後の髄液漏は感染の恐れもあり、確実に切開部を塞ぐ必要があることから、原則として、内視鏡下経鼻的手術時の人工硬膜(吸収型)の算定を認める。 使用量については医学的に妥当な範囲で個別判断とする。	適用診療月 令和 7 年 6 月 診療分
2	原則として、慢性硬膜下血腫洗浄・除去術(穿頭)術時におけるアートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液 500mL の算定を認める。	本剤の効能・効果、用法及び用量に穿頭・開頭手術時の洗浄とあることから、原則として、慢性硬膜下血腫洗浄・除去術(穿頭)術時におけるアートセレブ脳脊髄手術用洗浄灌流液 500mL の算定を認めることとした。	適用診療月 令和 7 年 6 月 診療分
3	原則として、肩石灰性腱炎に対するヒアルロン製剤(アルツ、スペニール)の算定について認めない。	肩石灰性腱炎に対しては、ステロイドを使うことが一般的であり、本剤の効能・効果からも適応外として算定を認めないこととした。	適用診療月 令和 7 年 6 月 診療分

4	リンパ管吻合術の1肢当たりの請求上限回数について、原則として、2回を上限とする。しかし、症状詳記等から医学的に妥当な請求であれば、最大3回を上限として算定を認める。	点数表の解釈上、1肢当たりの上限回数が定められていないことから、一概に何回までと規定することは難しいが、原則として左記のとおりを上限回数の基準とすることとした。	適用診療月 令和7年6月 診療分
---	--	--	------------------------

本件に関する問合せ先

関東審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課 佐久間(TEL:03-6778-4084)